

# 堺市津波避難計画（案）の概要

## 津波避難計画策定の経緯と目的（第1章）

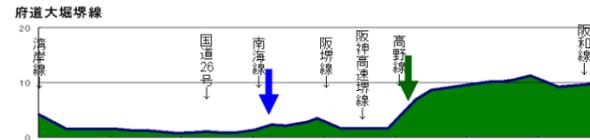
- 本計画は、堺市地域防災計画に基づき、南海トラフの巨大地震の最大クラスの津波に備え、本市における津波避難対策の基本的な事項を定めるとともに、**津波から市民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動の実施、並びに市民や各団体等の津波避難対策の指針として策定すること**を目的としています。
- 東日本大震災を受け、平成23年6月に津波対策の推進に関する法律が施行され、**国民の迅速かつ適切な避難行動を確保するため津波避難計画を策定し、住民に周知することが市町村の努力義務として定められました。**
- 住民の早期避難実現のため、平成23年8月以降、**住民の皆様と協働でワークショップを開催し取り組んできた津波避難対策を基盤に、より実効性の高い本市の津波避難計画を策定しました。**
- 本計画が対象とする期間は、地震・津波発生直後から津波が収束するまでとします。

## 最大クラスの津波浸水想定（第2章）

- ◆大阪府は、揺れ・液状化による防潮堤や河川堤防の破堤・沈下、河川の津波湖上（さかのぼり）を考慮した**厳しい条件のもと津波シミュレーションを実施し**、平成25年8月に津波浸水想定結果を公表しました。

- 公表結果
  - 津波高（津波水位）： 堺区 4.2m（最大）、西区 4.9m（最大）
  - 津波浸水面積： 堺区 7.74 km<sup>2</sup>、西区 9.28 km<sup>2</sup>
  - 津波到達時間： 堺区 110分、西区 101分

- ◆発表では、**自然現象で不確実性を伴うものであり、さらに想定を超える可能性**についても指摘されています。
- ◆本市の地形は、大阪府津波浸水想定区域よりも東側でも標高が低いところがあり、**標高が高くなる標高6.8m以上の高台がより安全**と言えます。



大阪府津波浸水想定結果（堺市）

## 堺市の津波避難の基本方針（第3章）

- ◆津波被害想定や本市の地形を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合における、本市の津波避難に関する基本的な考え方を以下のとおり設定しました。

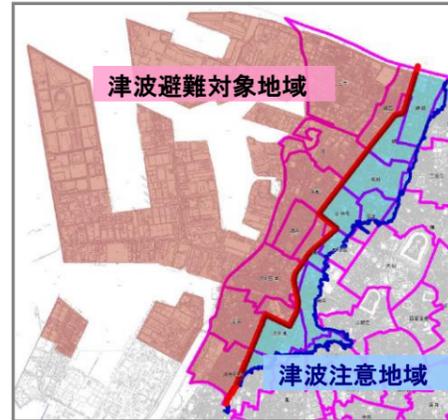
- ① 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの**約100分間にJR阪和線を目指し東の標高6.8mより高い高台（津波避難目標等）に徒歩で避難**する。
- ② 災害時要援護者や避難が遅れた避難者は、**緊急一時的に津波避難ビル等へ避難**する。



- ◆津波避難に関する地域を以下のように設定しました。

- 津波警報・大津波警報発表時直ちに避難する地域  
⇒ **津波避難対象地域（右図の赤色区域）**
- 大津波警報発表時直ちに避難できるよう準備し情報収集に努める地域  
⇒ **津波注意地域（右図の青色区域）**

地域	対象
津波避難対象地域	三宅校区、市校区、英彰校区、湊西校区、錦西校区（一部）、錦校区（一部）、湊校区（一部）大仙西校区（一部）、少林寺校区（一部）、神石校区（一部）浜寺校区、浜寺石津校区（一部）、浜寺東校区（一部）、浜寺昭和校区（一部）
津波注意地域	錦綾校区、浅香山校区、三国丘校区、熊野校区、榎校区、安井校区、鳳校区、上野芝校区、津久野校区



- ◆ワークショップを通じて、**幅員16m以上の道路等を「避難路」として、また校区は、避難路に到達するまでに通る安全な地域の道路を「避難経路」として設定**しています。
- ◆標高6.8mより高台にある公共施設等の建物や、公園・道路等の屋外空間を校区ごとに具体的な**「津波避難目標」**として定めています。

## 臨海部における対策（第4章）

- ◆臨海部の石油コンビナート等特別防災区域の津波対策については大阪府が中心となって実施しており、市は**大阪府と協力・連携しながら実効性のある避難対策の実現**に努めます。
- ◆臨海部には集客施設が存在するため、企業や事業者と連携しながら**津波避難場所を選定**します。

## 避難に関する情報発信と伝達（第5章）

- ◆市は、気象庁から大阪府沿岸部に津波警報・大津波警報が発表されたとき、若しくは、市長が必要と認めたとときに、以下の地域へ**避難指示を発令**します。

- 津波警報・大津波警報を覚知したとき ⇒ **津波避難対象地域**に避難指示
- 大津波警報が発表され、想定を超える津波が確認されたとき ⇒ **津波避難対象地域**および**津波注意地域**に避難指示

- ◆避難指示を行う場合、**防災スピーカー・モーターサイレン（屋外）の吹鳴、広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや緊急速報メールの配信、ツイッター等により、情報を伝達**します。

※サイレンの鳴り方



## 災害時要援護者の対策（第6章）

- ◆災害時要援護者の避難を支援する際には、**支援者が限られた時間内に安全な場所へ避難することが前提**となります。
- ◆避難行動の支援は、**地域の実情及び支援者の安全を視野にあらかじめ検討**しておく事が重要。
- ◆地域での対象者把握の取り組み支援等を通じて自主防災組織等の活動を活性化させ、**災害時要援護者支援を円滑に実施するためのネットワーク・体制づくりを促進**します。

## 津波率先避難等協力事業所登録制度（第7章）

- ◆津波避難対象地域及び津波注意地域内に所在する事業所を対象とした**「津波率先避難等協力事業所」**の登録制度を創設しました。
- ◆事業所の従業員等が、発災直後に**的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかけることにより、より多くの市民の早期避難行動に繋げる制度**です。



## 市が取り組む防災啓発活動（第8章）

- ◆市（区役所）では、住民等の防災意識向上を図るため、住民の皆様と協働で以下の**啓発活動、訓練等**を行います。

- ・ハザードマップの作成・活用・周知
- ・標高表示看板の設置
- ・出前講座等の開催や防災教育の実施
- ・津波防災訓練の実施 等



## 各校区における避難計画（第9章）

- ◆**地域住民の皆様と共にワークショップを開催し、校区ごとに対象となる人口、避難経路や津波避難目標などを整理し、地域の実情に応じた校区ごとの津波避難のカルテを作成**しました。

- 作成校区
  - 堺区：三宅校区・錦西校区・市校区・英彰校区・湊西校区・湊校区
  - 西区：浜寺石津校区・浜寺校区・浜寺東校区・浜寺昭和校